

第 21 回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会会議概要

会議名称	第 21 回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会
開催日時	平成 29 年 10 月 26 日（木） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分
開催場所	立川市役所 本庁舎 302 会議室
次 第	[開 会] 1 報告事項 （１）「第 20 回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会（8/9）」の会議概要について （２）条例素案に対する市議会厚生産業委員会からの質問と市の答弁内容、今後の対応について 2 検討事項 （１）市民意見公募（パブリックコメント）の結果と対応について （２）条例素案の修正について （３）「立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会」の概要とあっせん部会について （４）逐条解説（たたき台）の検討について （５）条例策定後の周知啓発について [閉 会]
出席者	[委 員] 吉川かおり委員長、長谷川敬祐副委員長、泉口哲男、岩元喜代子、野々久美子、谷川香月、岡田治、曾根博、田中文人、石川誠、福本行廣、山本繁樹、宮本浩史（敬称略、順不同） [事務局] 吉野福祉保健部長、高木障害福祉課長、鈴木障害福祉課主査、加藤業務係長、塩島主任
傍聴 6 名	
会議資料	【事前配布資料】 資料 21-1 第 20 回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会会議概要 資料 21-2 条例素案（案） 資料 21-3 市民意見公募（パブリックコメント）の結果と対応について（案） 資料 21-4 逐条解説（たたき台） 資料 21-5 条例素案に対する市議会厚生産業委員会からの質問と市の答弁内容、今後の対応について 【当日配布資料】 資料 21-6 障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会について

[開 会]

1 報告事項

（１）「第 20 回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会（8/9）」の会議概要について

（２）条例素案に対する市議会厚生産業委員会からの質問と市の答弁内容、今後の対応について

○基幹型相談支援センターの設置検討についてはどのような状況か。

●本市においても長年の課題となっており、市の直営か民間委託かを含め検討中。

2 検討事項

(1) 市民意見公募（パブリックコメント）の結果と対応について

●全般的に、教育、情報保障、住居、防災、相談体制についての意見が多かった。

●パブリックコメントについての「市の対応（案）」欄に「本条例は理念的な条例であり、」とあるが、この条例は共に暮らしやすいまちをつくるという方向性を示したものの。それに基づき具体的な取組を各分野でおこなっていく。

○差別に対する相談体制では、相談の時点で解決に至るような、積極的な対応を行う仕組みをつくって欲しい。

○パブリックコメントのご意見の中に、「全ての人に周知されて、条例の意味を深く理解してもらいたい。そのための具体的な発信を行政をお願いします。」とあるが、市の対応として、具体的な行動をお願いしたい。

●本市の障害卒の採用選考については、人事課と調整していきたい。

(2) 条例素案の修正について

●第23条に規定する「調整委員会」について、あっせんの諮問に対する答申のみならず、障害者差別解消支援地域協議会の機能も、付与することになった。それに伴い、名称を「立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会」とすることになった。

○「～まちづくり協議会」となると道路などハード面のまちづくりをイメージしてしまう。「立川市障害を理由とする差別解消推進協議会」としてはどうか。

○「まちづくり協議会」とした方が、全ての人のための協議会という印象を受ける。

●事案解決の専門性と迅速性を確保するため、「障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会」の中に、あっせん部会を設け、あっせん事案に適切に対応できる体制を作っていく。あっせん部会は協議会会長及び協議会委員のうち5名程度の委員で構成される。

●第2条（用語の定義）「事業者」の中に、市内にある「行政機関」（立川市を除く）も含まれるものとする。それに伴い行政機関の定義を削除する。

○「事業者」の定義にある「公益的な活動」とはどこまでを指すのか。障害者差別解消法にある「事業者」の定義（第二条 七『商業その他の事業を行う者』）を参考にしてはどうか。

●第15条第1項にある「コミュニケーションの専門家」という表記を「意思疎通の支援を行う者」に変更する。

○表彰する制度についても検討して欲しい。

○平成30年3月に、市内にある地域活動支援センター2か所が閉所となるが、基幹相談支援センターを始めとして、人材や予算の確保を含めた機能する相談体制をつくり上げて欲しい。

○地域にある身近な相談支援体制をまず整えてから、基幹相談支援センターを整備して欲しい。

○基幹相談支援センターを設置したとしても、きちんと機能するのかが重要になる。

(3) 「立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会」の概要とあっせん部会について

●協議会の主な事務としては、①差別解消に係る事例共有及び関係機関の連携、②差別の解消に向けた効果的な取り組みの検討、③障害や障害のある人への理解を促進するための普及啓発、④条例の取組状況の評価、の4項目を想定している。

●「あっせん部会」で調査・審議を行い、答申（案）を作成して協議会に諮り、了承を得て協議会会長名で市長へ答申を行う。

(4) 逐条解説（たたき台）の検討について

○第11条療育に関する合理的配慮等についてだが、療育とは、発達途上の子どもが想定されている。合理的配慮などで今補うのがよいのか、本人が努力して乗り越えていくのがよいのか、判断が難しい。したがって、解説にあるような記述となった。

○第13条公共的施設についての解説で、具体例の中に百貨店とあるが、店舗とした方がよいのでは。

○第15条情報保障について、「コミュニケーションの専門家」は、「意思疎通の支援を行う者」に変更となるが、解説の中にある「コミュニケーションの仲介を行う手話通訳者」という表現は残してほしい。また、問い合わせについての情報保障という点で、電話番号だけでなくFAX番号、メールアドレスについても記載することを触れて欲しい。

○第17条防災についての解説で、目に見えにくい障害がある人への避難所での配慮についても記載して欲しい。

○ドリーム学園は保護者の心の支えになっている。療育に関連して、家族支援も重要であることを解説で触れて欲しい。

(5) 条例策定後の周知啓発について

●平成30年1月10日号に条例に関する記事を載せ(平成30年1月25日号に変更)、平成30年3月17日土曜日にアイムホールで条例に関する講演会を行う予定がある。講演会にはぜひ策定委員会の委員全員に出席してほしい。また、それらと併せてA4両面刷りのパンフレットを作成する。

○パンフレットは、周知を図る上でとても重要になる。アイデアなどあれば事務局へ提供して欲しい。

[閉 会]

以 上